

令和5年度 BRIDGE 施策提案（6月配分）に係る事前評価

令和5年5月17日

BRIDGE 評価委員会

1. 事前評価に係る経緯

BRIDGE では、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化を推進するため、毎年度、重点課題を設定し、各省庁から重点課題を踏まえた施策の提案を募集することとしている。

令和5年度の重点課題については、令和5年1月にガバニングボードにおいて、7つの重点課題（参考1）を決定した。

その後、各省庁施策の提案・実施のスキーム（参考2）、提案様式（参考3）に基づき、令和5年2月16日から3月31日の期間に、各省庁から重点課題を踏まえた施策提案を募集したところ、42件、約140億円の提案があった。（参考4）

各施策提案について、BRIDGE 運用指針5.（1）② iii）の評価項目・基準（参考5、6）に基づき、4月24日から28日までの間に、プログラム統括チームによる各省庁や各省 PD 候補からの事前ヒアリングを実施した。事前ヒアリングの結果を踏まえ、4月28日までに、プログラム統括チームから意見が提出されるとともに SIP 課題との整合性については SIP/PD から意見が提出された。（参考7）

BRIDGE 評価委員会において、5月8日から11日までの間に、各施策提案について、各省庁から、プログラム統括チーム等の意見に対する回答を中心としてヒアリングを実施し、ヒアリング結果を踏まえ、今般、事前評価を取りまとめた。

2. 事前評価の結果

事前評価は、各施策提案について、BRIDGE 運用指針5.（1）② iii）における「BRIDGE 制度の目的と整合性」、「統合イノベーション戦略等の各種戦略及びガバニングボードが設定する重点課題との整合性」、「目標の妥当性、目標達成に向けた工程表の実現性」、「適切な SIP 型マネジメント・各省庁の関連施策への反映の見込み」等の評価項目・基準に基づく総合評価の観点、予算要求額の妥当性評価の観点からそれぞれ実施した。

(1) 評価基準

(総合評価)

- S：非常に優れている
- A：優れている
- B：要件を満たしている
- C：要件を満たしていない

(予算要求額の妥当性評価)

- S：要求額のとおり認められる（全額程度）
- A：概ね要求額のとおり認められる
- B：要求額について精査が必要である（半額程度）
- C：要求額の一部のみ認められる
- D：認められない（他の事業で対応すべき）

(2) 事前評価に向けた検討方針

6月配分ですべての財源を使い切ることを目指し、評価基準を緩めるべきではなく、評価基準を満たすものに限って採択することとし、また、採択するものについても予算額を精査する。

評価基準を満たしたものでも、内容が不十分なものや、実効性に疑問があるものは条件を付ける、又は、具体化するまで予算の一部を留保する。

その結果、6月配分にあたって一部予算が残った場合には、9月配分に向けて再度提案募集を行う。

6月配分の際に不採択となったものについては、事前評価での指摘を踏まえ、必要な見直しを行った上で、再度提案を行うことは可能とする。

3年間までの事業計画は認められるが、新陳代謝を進めるため、3年間予算を固定ではなく、年度末評価で2割程度の見直しを想定する。

(3) 各施策提案に対する個別評価意見（BRIDGEでの実施に当たっての条件、各省での取組に対する意見）

別添のとおり。

なお、BRIDGE施策についてはSIP型マネジメントが求められているところ、SIP第3期における社会実装に向けた戦略やデータ連携の取組を踏まえ、施策を推進するものとする。

具体的には、社会実装に向けた戦略については、成熟度レベル（XRL）を活用し、社会実装に向けて、関係省庁や産業界と連携し、技術だけでなく、事業、制度、社会的受容性、人材の取

組状況を把握しつつ、研究開発等を推進すること（参考8）。

また、データを収集・管理・活用する施策については、データマネジメントプランを策定し、管理対象データの設定、管理対象データの保存、共有及び必要な範囲での公開等を定めるとともに、施策の間や SIP 課題、その他のプロジェクトとのデータ連携を図ること。また、データ連携については、SIP 第3期においては、デジタル庁のデータ戦略でデータ基盤として位置付けられている DATA-EX を活用することを原則として、SIP 課題間や外部のデータベースとのデータ連携により、実現する価値の最大化を目指すこととしており、SIP 第3期を参考として取組を進めること（参考9）。

3. 事前評価に基づく今後の対応

2. (3) の個別評価意見について、採択することになったものについても、施策提案の実施に向けて、研究開発等計画の具体化や見直しを行い、6月末に予定するガバニングボードでの実施方針の決定までに、プログラム統括チームの確認を得るものとする。

スタートアップ等による事業創出に関する施策提案については、内閣府が委託事業により設置する「支援機関」（参考10）と調整の上で、スタートアップの主体やビジネスモデルなどについて検討を行い、事業面での支援にあたって必要な場合には、9月配分の機会に追加配分を行うこととする。

また、今回不採択になったが、引き続き BRIDGE での実施を希望するものには、9月配分にあたって提案の機会を設けることとするが、その場合には、事前評価での意見への対応を明確にした上で提案を行うこととする。

年度末評価のスケジュールや実施方法については、別途、内閣府事務局より連絡することとする。

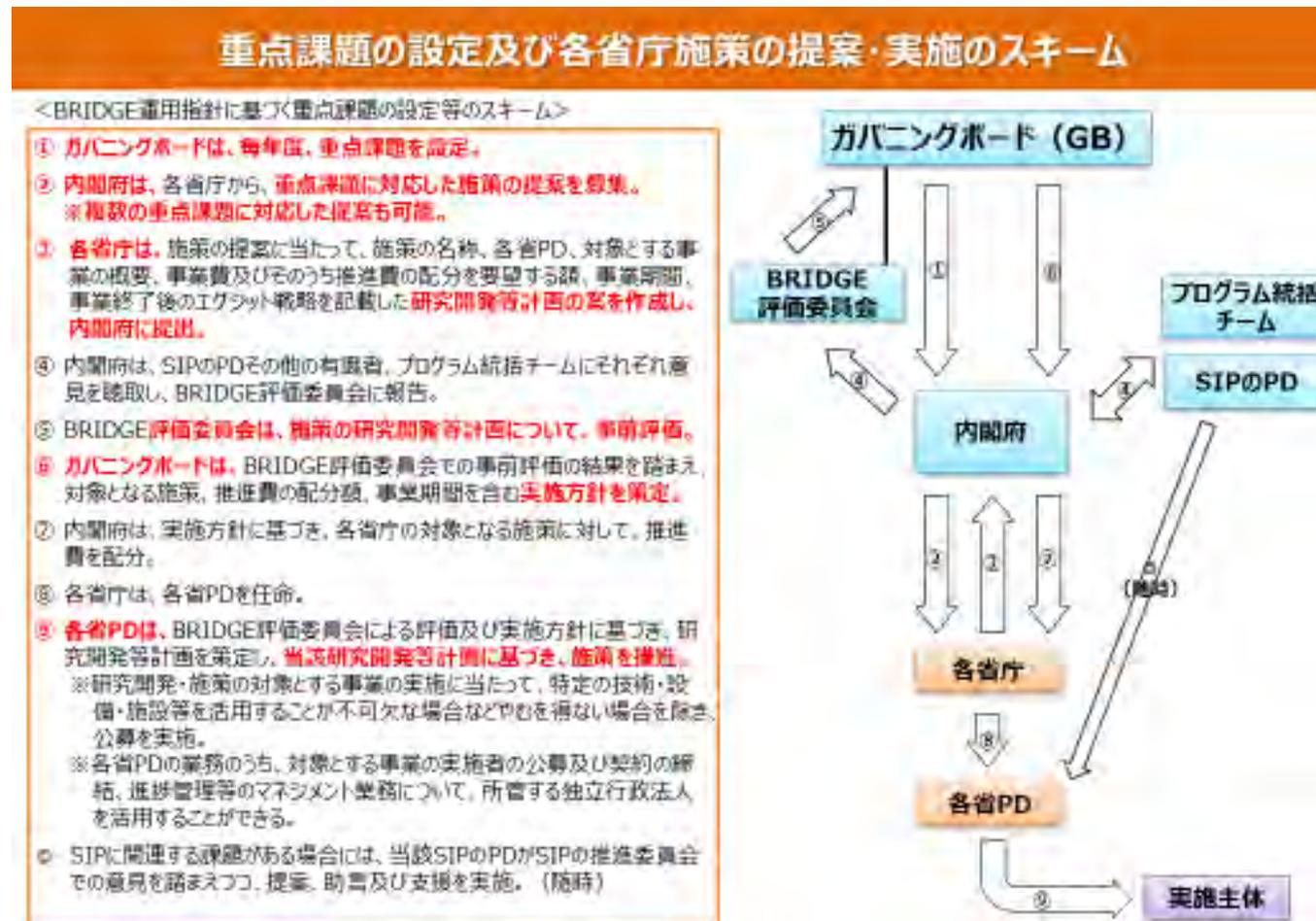
なお、対象となった施策の推進に当たって、SIP 第3期課題と関連する施策がある場合については当該 SIP の PD が SIP 推進委員会での意見を踏まえつつ、提案、助言及び支援を実施することとしている。SIP 第3期課題と関連がない施策においても、各省 PD は、関係省庁や産学官の有識者が参加する推進委員会等を設置し、施策の推進にあたっての意見を聴くことが望ましい。

(参考1)

令和5年度BRIDGE重点課題

番号	項目名	概要
1	革新技术等により業務プロセスの転換、または政策全体の転換が期待される課題	各省庁等の業務・政策に対し、革新技术等を活用することによって業務プロセスの転換、または政策全体の転換につながるもの（業務・規制のデジタル化等）
2	次期SIP/FS等で抽出された社会実装に向けた各省庁での取組	次期SIP/FS等を通じて、社会実装に向けて、技術のみならず、事業、制度、社会的受容性、人材の観点から必要な取組として挙げられたもので、各省庁の関連する取組を加速・拡充すべきもの
3	SIP成果の社会実装	これまでのSIP課題の研究成果について、SIP課題に取り巻く経済・社会情勢の変化等を踏まえ、早期実装を図るため、各省庁が主導して、社会実装に向けた取組を加速・強化すべきもの
4	スタートアップの事業創出	SIP等の戦略的な研究開発プログラムの成果を活用したスタートアップによる新市場の創出、早期実装のための事業創出を促進するもの
5	国際的な事業展開を目指す若手人材の育成	革新技术を有する若手人材が国際的な事業展開を目指す取組を支援するもの
6	国際的な研究開発動向や社会ニーズの観点から、研究活動が不足している課題	Eビデンス分析等の結果、国際的な研究開発動向や社会ニーズが増大する一方で、研究活動が不足していると判断される課題について、その拡大に取り組むもの
7	各省庁PJでの国際標準戦略の促進	各省庁PJで研究開発されている革新技术について、事業化を目指し、オープン・クローズ戦略を踏まえ、国際標準化に取り組むもの

各省庁施策の提案・実施のスキーム



(参考3)

研究開発等計画書（様式）

(別添)

〇〇〇〇（対象施策名）

研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム
(BRIDGE)

研究開発等計画書
(令和5年度様式)

令和〇年〇月
〇〇省

○実施する重点課題に○を記載（複数選択可）

業務プロセス転換・改 善転換に向けた取組	次期SIP/FSより抽出 された取組	SIP成果の社会実装 に向けた取組	スタートアップの事業 創出に向けた取組	若手人材の育成に向 けた取組	研究者や研究活動が 不足解消の取組	国際競争力向上の促 進に向けた取組
						—

○関連するSIP課題に○を記載（主となるもの）

持続可能 なフード チェーン	ヘルスクア リティ	包括的コ ミュニティ	学び方・働 き方	海洋安全 保障	スマートエ ネルギー	サーキュ ラーエコノ ミー	防災ネット ワーク	インフラマ ネジメント	モビリティ プラットフォーム	人協働型 ロボティク ス	バーチャル エコノミー	先進的船 子技術基 盤	マテリアル の事業化・ 育成エコ

1

資料1「対象施策名」の全体像（位置づけ）

提案するBRIDGEの対象施策と統合イノベーション戦略や各種戦略等、SIPの関連する課題、各省庁の関連施策との関係や位置づけ等について全体像が分かるような図表等で簡単に記載すること。
既存の図表がある場合には、貼り付けても構わない。

SIP/POの提案・意見

2

資料2 「対象施策名」の概要

【背景・現状・課題】

【施策内容】
 BRIDGE実施期間中に取り組む内容を記載してください。
 なお、本項目については、ガバナンスボード実施方針に転記する。

【研究開発等の目標】（BRIDGE実施期間で目指す目標）
 記載例：・スタートアップ企業を支援して、大企業との連携（R&Dの資金支援等）事業化の目途をつける。
 ・SIP成果の生産性の向上等の技術実証を行い、企業による事業化に向けた目途をつける。

【社会実装の目標】（BRIDGE終了後の社会実装の目標）
 記載例：・SIP成果について、各道プロジェクトに取組する。
 ・スタートアップの支援やパイオニアにつなげる。
 ・スタートアップによる新たな市場の創出や社会実装の早期実現。

【対象施策の出口戦略】（BRIDGE終了後に各道庁で実施する施策）
 記載例：・実証成果等については、制度整備に反映する。
 ・作成したシステムについては、利用者や実業者による管理のあり方を検討し、省として継承する。

※ 記載にあたっては、研究開発とSociety5.0との連携しプログラム運用指針に記載されている、評価基準（BRIDGEの制度との整合性、各種戦略や重点課題との整合性、等）の他、各道庁の関連施策に反映が見込める施策（又は反映を目指す施策）であるか等を踏まえて記載してください。また重点課題の要件や評価基準も参考に記載してください。

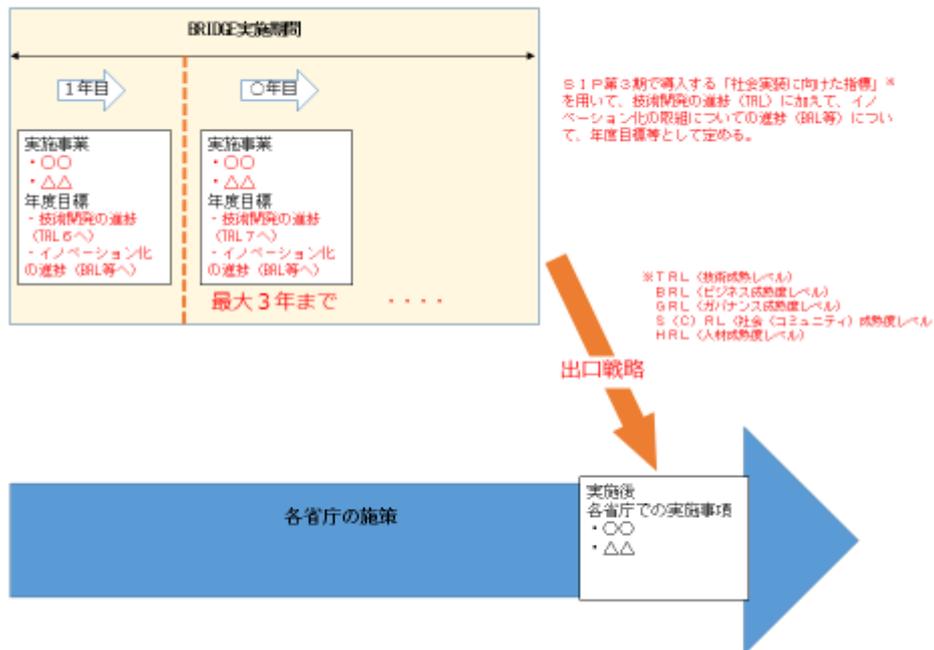
3

資料3 「対象施策名」のBRIDGEの評価基準への適合性

- 統合イノベーション戦略や各種戦略等との整合性
 統合イノベーション戦略や各種戦略にどのように位置づけられているか記載
- 重点課題要件との整合性
 各要件にどのように該当しているのかを記載
- SIP型マネジメント体制の構築
 BRIDGE運用指針に記載している、SIP型マネジメントの必須要件を含めどのような体制構築を予定しているのか等を記載
- 民間研究開発投資誘発効果、財政支出の効率化
 定量的に記載
 ※民間研究開発投資誘発効果は、BRIDGE対象施策を実施することにより、各道庁の施策が拡大・加速化し、その効果により民間投資が拡大した姿を、適当な指標を用いて試算するなど、できる限り定量的に記載
- 民間からの貢献額（マッチングファンド）
 提案時に記載できない場合は、目標を記載。
 ※BRIDGE対象施策の研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を全額的に評価したもの
 具体的には、社会実装に向けた民間での取組に係る経費全般が対象（新規購入費/保有品利用料、バックグラウンドIPを含む対象知財全般、技術開発だけでなく事業戦略策定・ルール形成・標準化に係る人件費、テーマに係る革新的技術のための人材育成費用等の6つの視点での取組に係る費用）
 ※※今回アドオンすることに対する後年度の民間企業からの貢献額・内訳等も分かるように記載
 ※※米25%以上とならない理由があればその旨記載
- 想定するユーザー
 成果の活用を見込む企業等からのニーズ等を記載。企業名の記載も可

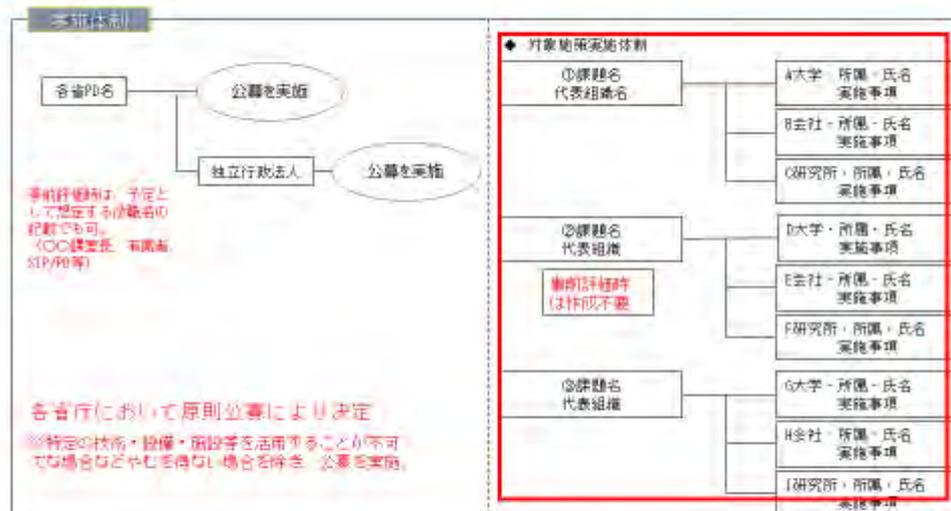
4

資料4 イノベーション化に向けた工程表



5

資料5 実施体制



6

資料6 「対象施策名」の目標及び達成状況(1年目)

○施策全体の目標 …… (説明)。

テーマ等 (※個別に目標を設定している場合)	当年度目標	目標の達成状況 (年度本報告)
①	各年度ごとに目標を設定 ※ 1P第3期で導入する「社会実装に向けた指標」を用いて、技術開発の進捗 (TRL) に加えて、イノベーション化の取組についての進捗 (BIL等) について、年度目標等として定める。	- 取り組み内容を記載 - 目標が達成できなかった際の、原因等の分析 次年度以降の取り組みへの影響等
②		事前評価時において、目標の達成状況には(一)を記載
③ 以降、必要に応じて特を追加		

7

資料7 令和○年度の予算 (1年目)

原則1ページにまとめること。

令和○年度のテーマごとの予算内訳を示す。(2年目以降目については、次ページに記載)

項目		積算内訳 (主な経費)	予定額 (百万円)	備考
○○省 科学技術イノベーション創造推進費 ○○運営費交付金	テーマ1	○○のデータベースを構築 一式 ○○の技術実証を実施 ○○件 ○○基準等の作成 ○事例 ○○システムの開発 一式 ○○技術の開発 一式 研究者の雇用 ○人/年 ○○ユニットの設置 ○件	○○○	
	テーマ2	○○のデータベースを構築 一式 ○○の技術実証を実施 ○○件 ……………	○○○	
その他、必要な事務局経費 等	共通経費	一般管理費	○○○	

- ・ 該当年度に取り組み内容を記載し、それに必要な経費を百万円単位で記載してください。
- ・ 一般管理費については、総事業費の1割程度。

8

【参考資料】各資料の最後に添付する。

※資料以上に、理解を促進するために、参考
（補足）資料の添付は可能であるが、必要最小
限とすること。
（全体で40ページ以上の場合は再考を依頼し
ます。）

(参考5)

施策提案の事前評価に係る評価項目・評価基準
(BRIDGE運用指針5.(1)②iii))

5.(1)

②研究開発型における対象施策に対する評価

iii) 評価項目・評価基準(事前評価の対象は赤字部分)

- a) BRIDGEの制度の目的との整合性
- b) 統合イノベーション戦略等の各種戦略及びガバニングボードが設定する重点課題との整合性
- c) 目標(特にアウトカム目標)の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- d) 適切なSIP型マネジメントがなされているか。また、各省庁の関連施策(予算事業に限らず、各省庁が所掌事務として実施する施策をいう。)に反映が見込まれるかどうか。
- e) 民間研究開発投資を呼び込むための取組の進捗状況
- f) 事前評価の際には、上記a)からd)の見通しを踏まえ、施策を実施することにより、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化が推進されるかという観点から、BRIDGEにおける施策の実施の可否について判断を行う。
- g) 最終評価の際には、上記a)からd)に加え、見込まれる効果あるいは波及効果、民間研究開発投資誘発効果及びその見込み又は財政支出の効率化に係る効果及びその見込み、終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確か。
- h) 追跡評価の際には、各課題の成果の実用化・事業化の進捗状況、見込まれる効果あるいは波及効果に加え、民間研究開発投資誘発効果及び財政支出の効率化
- i) その他、対象施策ごとに特有の事情等を勘案し、必要に応じ、BRIDGE評価委員会が定めることができる。

事前評価の評価項目に関する検討事項

① BRIDGE 制度の目的との整合性

- 施策の内容が、BRIDGE の目的である、各省庁の施策のイノベーション化（研究開発等の施策で開発された革新技术等を社会課題解決や新事業創出に橋渡しするための取組）に推進するものであるか。
- 民間研究開発投資の誘発又は財政支出の効率化に資する取組であるか。

② 統合イノベーション戦略等の各種戦略及びガバナリングボードが設定する重点課題との整合性

- 統合イノベーション戦略その他の各種戦略として位置づけられているのか。
- SIP 課題との整合性について、SIP 課題で目指す将来像からみた意義、SIP 課題の社会実装に向けた位置づけ、SIP で実施する研究開発テーマとの関連性・連携の可能性等があるか。
- 重点課題要件との整合性について、施策内容、研究開発の目標、社会実装目標、対象施策の出口戦略等が、各重点課題の方針、要件、評価基準に沿ったものとなっているか。

③ 目標の妥当性、目標達成に向けた工程表の実現性

- 研究開発等の目標が、BRIDGE 期間内で実施する目標として妥当か。
- 目標達成に向けた工程表について、毎年度の実施内容や達成目標（成熟度指標等を活用）が明確であって、実現性があるか。
- BRIDGE 期間後のエグジット戦略が明確であり、社会実装に向けた道筋が明確であるか。
- 目標達成の見込みがない場合には見直しを行う、目標を上回り早期の社会実装が期待される場合に前倒しするなどの機動的な運営が可能か。

④ 適切な S I P 型マネジメント・各省庁の関連施策への反映の見込み

- 各省庁が任命予定の各省 PD を中心として、SIP 型マネジメントが発揮できるマ

ネジメント体制を構築できるか。

- 実施体制について、公募を行わない場合に、公募を行わない理由として妥当な内容であるか。
- 民間企業・スタートアップの参画や連携などにより社会実装に向けて必要な体制が構築できるか（公募等で構築できる見通しがあるか）。
- 民間企業から社会実装に向けての貢献が見込まれるか。各年度予算又は総予算額に対するマッチングファンド 25%以上を目標とし、目標達成の見込みがあるか。
- 各省庁が BRIDGE 施策についてコミットし、BRIDGE 期間後に BRIDGE 施策の内容を関連施策に反映し、取り組むことが見込まれるか。

(参考 7)

プログラム統括チーム及び SIP/PD からの主な意見

プログラム統括チーム及び SIP/PD から提出された主な意見は下記のとおり。

記

- SIP 第 2 期や PRISM の成果を活用する場合にはこれまでの成果と今後の取組との違い。
- SIP 第 3 期本体でなく BRIDGE として実施する理由如何。
- 各省庁の予算ではなく BRIDGE として CSTI の機能を使う必要性如何。
- スタートアップと言っているものについて、具体的なスタートアップの事業化の見通しはあるか。
- 研究開発型として新たな研究開発要素は何か。イノベーション化に向けた人材育成等も重要だが、人文社会系も含む研究開発要素が必要。

(参考8)

 **戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)** 資料1の参考8
Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

SIP第3期の社会実装に向けた戦略の作成 及び社会実装に係る指標の活用について

令和5年2月
内閣府
科学技術・イノベーション推進事務局



社会実装に向けた問題点と対応について

社会実装に向けた従来の問題点を3つに整理し、社会実装に必要な5つの視点からなる成熟度レベル（XRL：X Readiness Level）を定義しました。

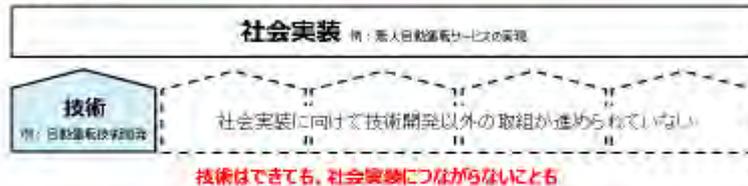
! SIP第1～2期での問題点	💡 SIP第3期で対応すること
技術戦略以外の社会実装に必要な 倫理的な戦略 が初期段階から検討されていなかった。	【5つの視点での戦略策定】 (1)技術、(2)事業、(3)制度、 (4)社会的受容性、(5)人材を検討
社会実装に向けた 進捗 が適切に伝わらず、 必要十分な支援対応 が出来なかった。	【測定可能な共通言語】 社会実装に向けた成熟度レベル（XRL）を計測量とし、金関係者での活用を推進する
SIP実施者内においても 目指すべき社会実装の定義 が不明確であり、 共有 されていなかった。	【コミュニケーション】 目指す社会実装に向けた取組について、実施者はもちろん、社会実装に関わる関係者間で意思疎通・合意形成する

1

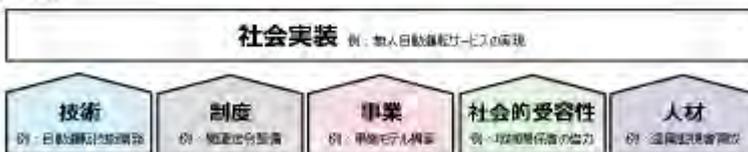
社会実装に向けた5つの視点：基本的考え方

OSIP第3期では、社会実装に向けた戦略として、技術だけでなく、制度、事業、社会的受容性、人材の5つの視点から必要な取組を抽出するとともに、各視点の成熟度レベルを用いてロードマップを作成し、府省連携、産学官連携により、課題を推進。

従来プロジェクト



SIP第3期



- > プログラムディレクター（PD）のもとで、府省連携・産学官連携により、5つの視点（技術、制度、事業、社会的受容性、人材）から必要な取組を推進
- > 5つの視点の取組を測る指標として、TRL（技術成熟度レベル）に加え、新たにBRL（事業～）、GRL（制度～）、SRL（社会的受容性～）、HRL（人材～）を導入。

4

社会実装に向けた5つの視点：成熟度レベル（指標）

成熟度レベル（XRL:X Readiness Level）は
社会実装に不可欠な5つの視点で定義しています。

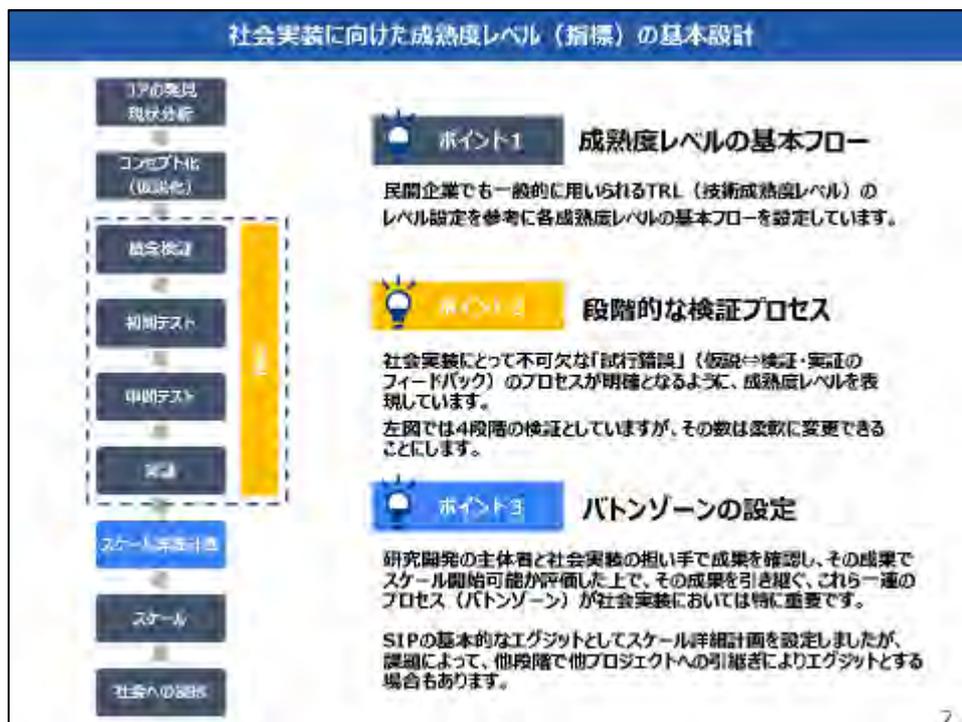
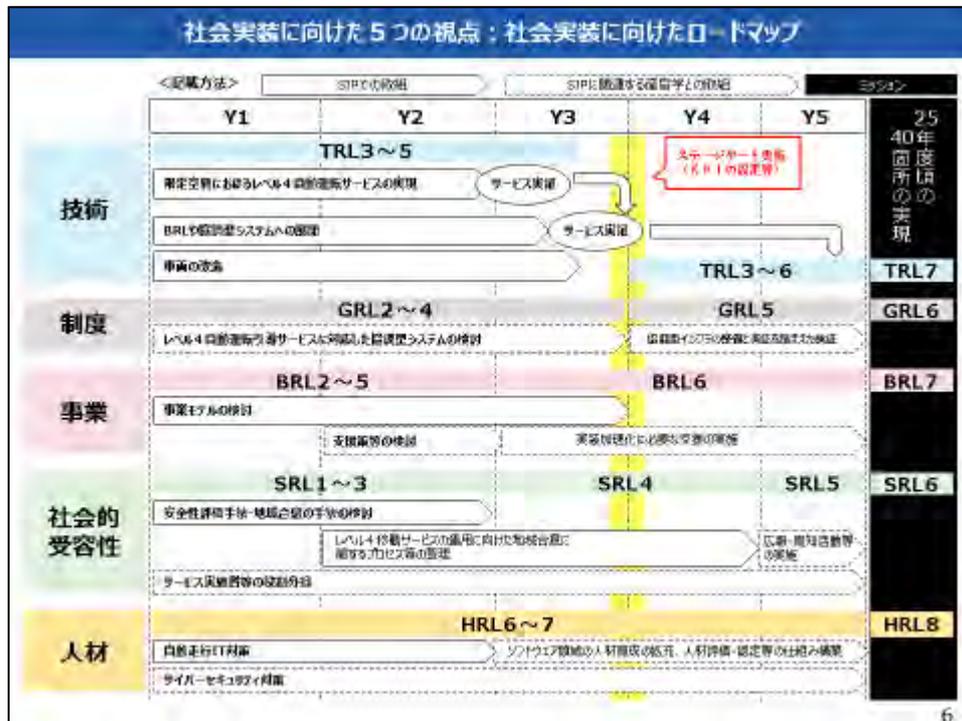
社会実装に向けた5つの成熟度レベル（指標）

TRL (Technology Readiness Level) 技術成熟度レベル →必要な技術はどれくらい開発しているか→	「ある技術」が、社会の技術要求水準に達するまでの段階を示す指標
BRL (Business Readiness Level) ビジネス成熟度レベル →ビジネスとしての継続可能性はどうか→	「創出財」を利用した事業が、安定した事業として成り立つ水準までの段階を示す指標。
GRL (Governance Readiness Level) ガバナンス成熟度レベル →制度や規程は整っているか→	「創出財」が社会に普及するために必要な制度、規程が完備（改善）するまでの段階を示す指標。
S(C)RL (Social (Communal) Readiness Level) 社会（コミュニティ）成熟度レベル →受けよふと受えるか→	「ある技術」そのもの、或いは「ある技術」によって生み出された「創出財」の社会（コミュニティ）受容性も高め、社会実装し、一定の普及水準に達する段階を示す指標。
HRL (Human Resources Readiness Level) 人材成熟度レベル →実装に必要な人材は揃っているか→	「ある技術」を利用した事業が社会に普及するために必要な人的資源の認識と活用の手順を示す指標。

↑ 創出財：SIP完成として実用化される新しい技術やサービス等の総称

※事業化のためにはガバナンス、社会的受容性、人材が重要な要素になるため、BRLにはGRLやSRL、またはHRLを含めて考慮することが多いが、SIPではSociety 5.0に向けた社会的受容性を目的とするため、より簡明に指標化した。

5



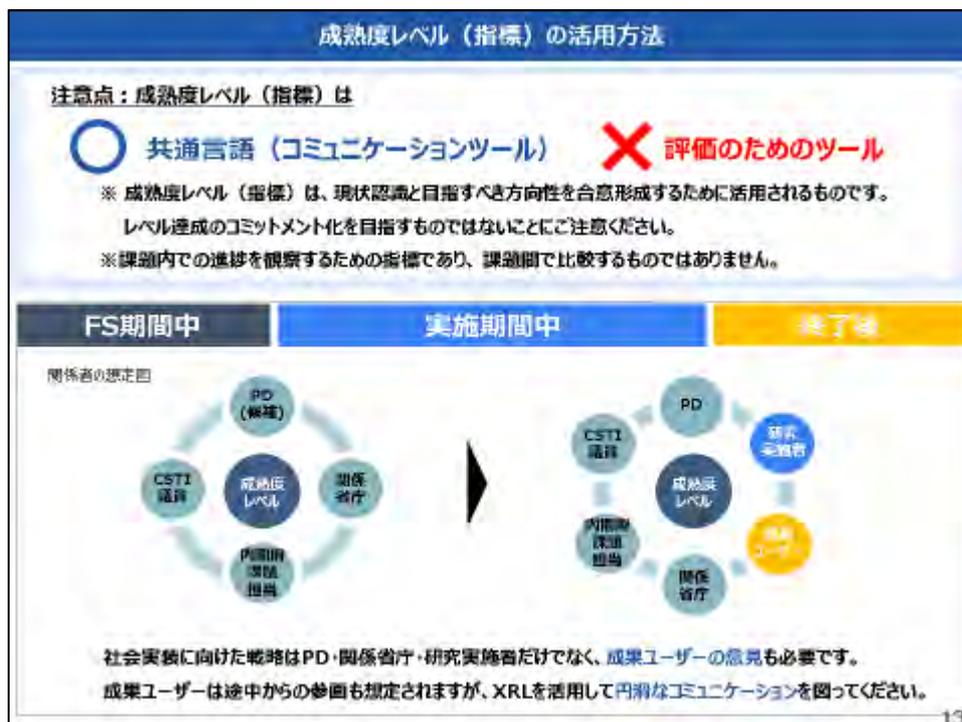


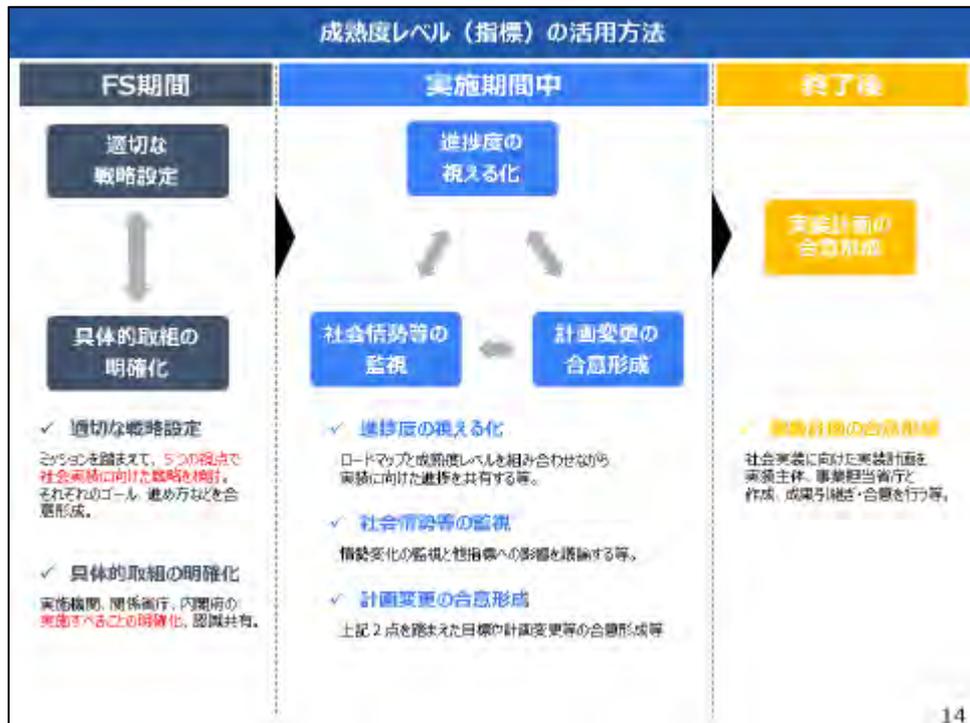
8

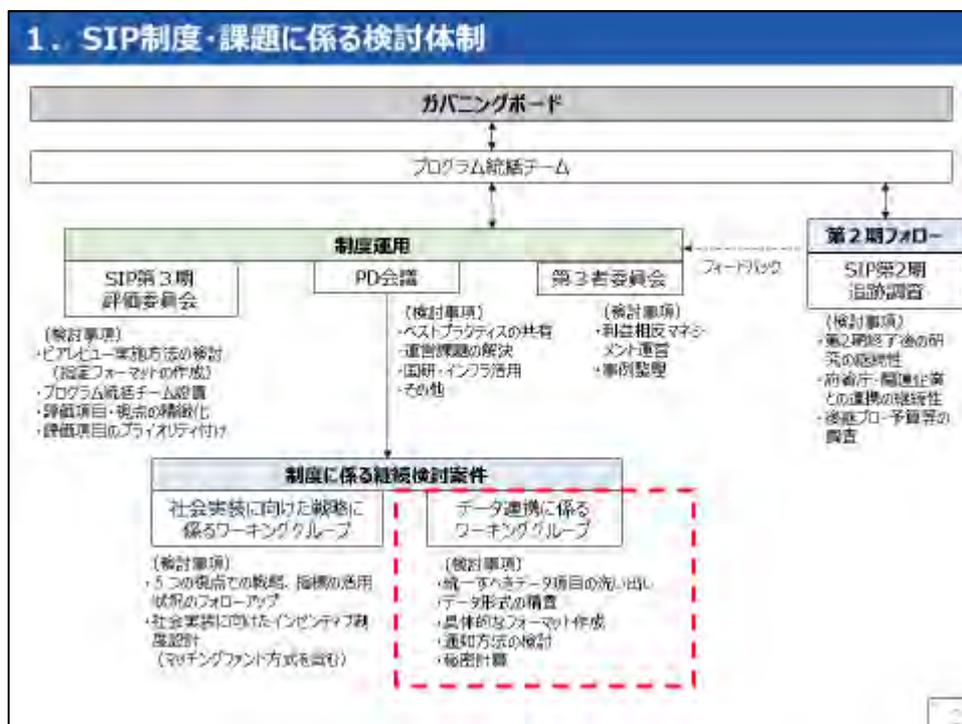


9









2. データ連携に係るワーキンググループについて

【目的】

分野を超えてデータを最大限活用する仕組みを作るために、データ連携によって実現する価値を集約し、データ連携基盤プロジェクト案やデータ連携基盤への要求案の検討等を行う。

【実施事項】

- 基本方針決定
- 国内外動向共有
- 各課題の取組共有
- 分野間データ連携プロジェクト検討
- 分野間データ連携基盤への要求事項検討

【主なメンバー】

- プログラム総括チームのデータ連携担当
- 各課題のデータ連携担当
- 内容に応じて、研究開発責任者、研究推進法人等課題関係者、関係府省、DSA (DATA-EX)、外部関係者・有識者の出席を可能とする。

【実施頻度（予定）】

事務局と連携して、会議開催日に限定せず、データ連携に関する業務を定常的に実施する。

3

3. データ連携活動について

【SIPデータ連携の狙い】

SIPの成果として分野を超えてデータを最大限活用する仕組みを作ることによって、SIP各課題のミッション達成を効果的・効率的に達成すると同時に、我が国全体の分野間データ連携の構築を促進させる。

以下のように、SIPでの研究開発効率化も期待できる。

- ① 課題間での共通化・標準化した取組を進め、重複した研究開発を避ける（効率化）
- ② 課題間データ連携に必要な共通機能は特定課題に追加予算配分してテーマ設定する等によってSIP全体として研究開発する（活量、検索、認証のためのID）。（OUTPUTの質の向上）

【SIPデータ連携の対象範囲】

SIP後の分野間データ連携を目指したSIP期間中の取組で、データ連携のうち、**SIP課題間のデータ連携**とする。技術面に留まらずルール等も含めた全体について対象とする。

外部000	SIP課題			
	SIP課題1	SIP課題2	...	SIP課題14
	① 課題間データ連携			
	② 課題間データ連携			
	③ 課題間データ連携			
	④ 課題間データ連携			
	⑤ 課題間データ連携			

原則対象外。各課題で検討するものとし、情報共有は推奨される。

対象。個別データ連携プロジェクトの立ち上げや分野間データ連携基盤への要求が含まれる。

対象。主に共通のルールの検討が含まれる。

4

4. 検討フロー



5

5. BRIDGEにおけるデータ管理と連携 (案)

BRIDGEで採択する各課題において、以下の条件を付与する。

・第6期科学技術・イノベーション基本計画の主要指標のひとつとして、データマネジメントプラン (DMP) 及びこれと連動したメタデータ付与を目指している。BRIDGEにおいても、SIPと同様、メタデータ付与を含むDMPを策定する。

・また、SIP各課題とデータ連携することによって、実現する価値を最大化を目指すものとして、BRIDGEの各テーマもDATA-EXを通じたSIP各課題とのデータ連携を努力する。

6

スタートアップの事業創出に係る支援業務

【目的】

- SIP等の戦略的な研究開発プログラムの成果を活用したスタートアップによる新市場の創出、早期実装のための事業創出を促進する

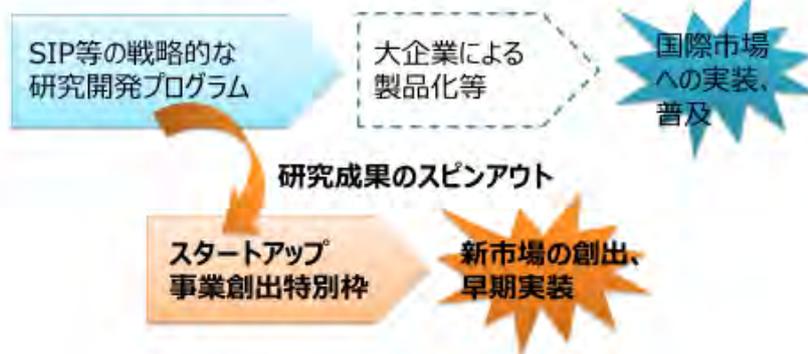
【業務内容】

- SIP等の戦略的な研究開発プログラムの成果をスタートアップによる事業創出に活用できる可能性があるのか、活用できる場合にはどのような条件（提供の範囲、対象、形態、金額等）で提供できるか、提供できる場合にはどのようなビジネスモデル（出口戦略）で事業化につなげられるか、などの調査や関係者との調整を実施する
- 上記調査の結果、**新市場の創出、早期実装が見込まれる分野**において、SIP等で開発された基礎技術やデータプラットフォームなどを活用して、事業創出を目指すスタートアップ（創業から15年以内）、スタートアップの設立を目指す者、大企業からスピニアウトでスタートアップの設立を目指すもの支援する
- 個別の研究支援だけでなく、事業化に向けて、別途設置する支援機関を活用しつつ、コンテスト等によるスタートアップの開拓、事業計画書の作成、大企業・金融機関等との連携、研究インフラの活用、経営人材や知財・契約に係る専門人材とのマッチング等の支援を行う
- ステージゲート等により、事業化に向けて、段階的に絞り込みを行う

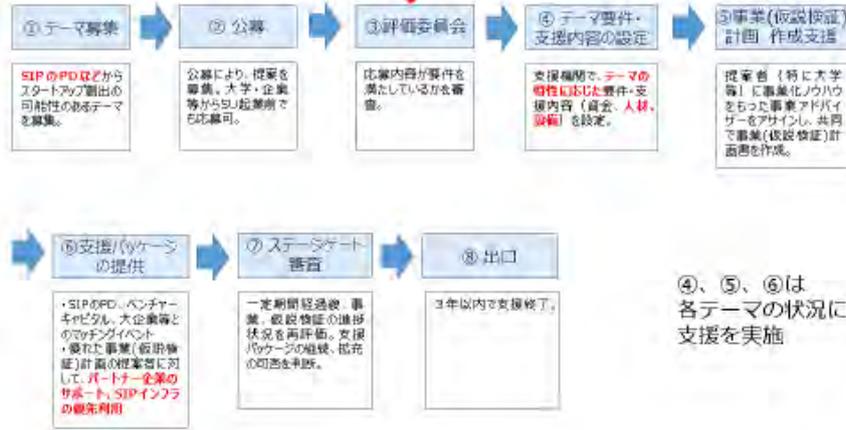
スタートアップの事業創出に係る支援業務①

- SIP等の戦略的な研究開発プログラムの成果を活用したスタートアップによる**新市場の創出、早期実装**のための事業創出を促進するもの

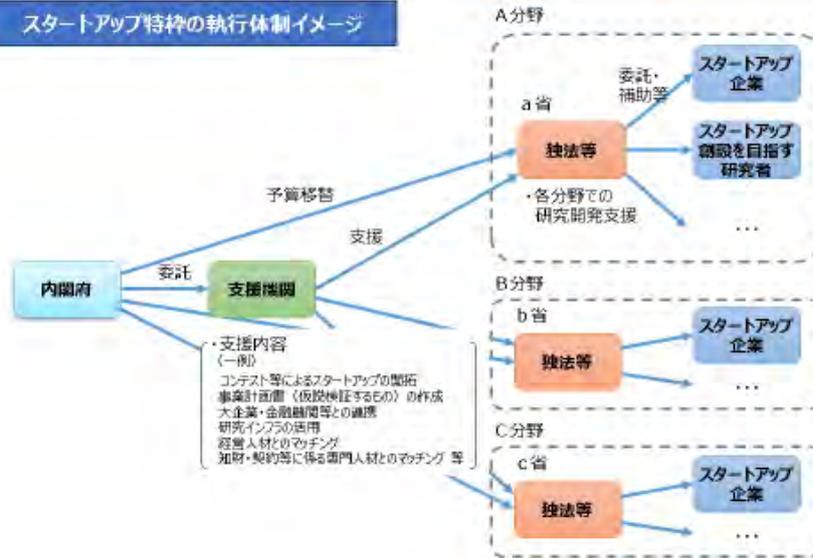
<スタートアップ事業創出特別枠>



スタートアップ特許の執行イメージ



スタートアップ特許の執行体制イメージ



スタートアップ特枠の体制イメージ

